

**事業者の更新申請に係る申請書類一覧**  
(特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者)

事業所の名称		所在地	目黒区
特定相談支援事業者 事業者(法人)番号			
障害児相談支援事業者 事業者(法人)番号			

※「申請者確認欄」の該当欄に「○」を付し、添付書類等に漏れがないよう確認してください。

申請書及び添付書類		申請者確認欄	様式
申請書	指定申請書		第1号様式
	指定に係る記載事項書		
添付書類	相談支援従事者研修修了証 ※相談支援従事者一日研修を受講された方は、併せて障害者ケアマネジメント研修の修了証も添付して下さい。		
	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表		参考様式8
	指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書 指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書		参考様式9・10
	暴力団排除に関する誓約書		参考様式11

※指定時から、役員名簿・登記事項証明書に変更がある場合は、添付をお願いします。

※申請される際には、事業所保管用として事前に提出書類一式のコピーをとっておくようにして下さい。

**〔担当者連絡先〕**

提出いただいた申請書類に記載されている内容について、問い合わせする際の連絡先を記入してください。

事業所名	
担当者名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

受付番号	
------	--

指定特定相談支援事業者  
指定障害児相談支援事業者

指定(更新) 申請書

年 月 日

目黒区長 宛て

申請者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者

障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ							
	事業者の名称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 — )						
	法人の種別				法人所轄庁			
	連絡先	電話番号				FAX番号		
	代表者の職・氏名	職名				フリガナ		
						氏名		
	代表者の住所	(郵便番号 — )						
指定 事業所 を受け よう とする 種類	フリガナ							
	事業所の名称							
	事業所の所在地	(郵便番号 — )						
	事業の種類	実施指定申請をする事業の 事業	事業開始予定年月日	備考				
	特定相談支援事業							
	障害児相談支援事業							
既に特定相談支援事業者の指定を受けている場合は、記載してください。								
事業所番号							指定年月日	
既に地域相談支援事業（地域移行支援）者の指定を受けている場合は、記載してください。								
事業所番号							指定年月日	
既に地域相談支援事業（地域定着支援）者の指定を受けている場合は、記載してください。								
事業所番号							指定年月日	
介護保険法の居宅介護支援事業者の指定を受けている場合は、記載してください。								
事業所番号							指定年月日	
介護保険法の介護予防支援事業者の指定を受けている場合は、記載してください。								
事業所番号							指定年月日	

指定特定相談支援  
指定障害児相談支援

事業所の指定(更新)に係る記載事項書

受付番号	
------	--

事業所	名称					
	所在地	(郵便番号 - )				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
管理者	フリガナ		住所	(郵便番号 - )		
	氏名					
	生年月日					
	当該事業所における相談支援専門員との兼務の有無			有 ・ 無		
	他の事業所又は施設の従業者との兼務 (以下、有の場合記載)			有 ・ 無		
	事業所の名称		兼務する職種			
事業の種類		勤務時間				
従事者の職数・職種			相談支援専門員		その他の者	
			専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)					
	非常勤(人)					
	常勤換算後の人数(人)					
他の事業所又は施設の従業者との兼務 (有の場合、裏面に記載)			有 ・ 無			
総合的な相談支援の実施体制	事業の主たる対象とする障害の種類等の定め有無		有 ・ 無			
	主たる対象としていない者への対応体制					
	医療機関や行政との連携体制					
	計画的な研修又は当該事業所における事例の検討等を行う体制					
主な揭示事項	営業日					
	営業時間					
	主たる対象者		特定なし ・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 障害児 ・ 難病			
	その他の費用					
	通常の事業実施地域					
添付書類		別添のとおり				

(裏面あり)

(裏面)

他の事業所又は施設の従業者と兼務する相談支援専門員を全て記載してください。

1	フリガナ		事業所の名称		
	氏名		事業の種類		兼務する職種
			勤務時間		
2	フリガナ		事業所の名称		
	氏名		事業の種類		兼務する職種
			勤務時間		
3	フリガナ		事業所の名称		
	氏名		事業の種類		兼務する職種
			勤務時間		
4	フリガナ		事業所の名称		
	氏名		事業の種類		兼務する職種
			勤務時間		
5	フリガナ		事業所の名称		
	氏名		事業の種類		兼務する職種
			勤務時間		

(備考)

1. 特定相談支援事業と障害児相談支援事業の両方の指定を申請する場合についても、本様式1枚にまとめて提出してください。
2. 「受付番号」欄は、記入しないでください。
3. 「兼務」については、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所との兼務を除く。
4. 「総合的な相談支援の実施体制の具体的な方法」については、具体的な内容について記載する他、それぞれ根拠となる書類も提出してください。  
また、「主たる対象としていない者への対応体制」については、「事業の主たる対象とする障害の種類のための有無」が有の場合に記載すること。
5. 「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別途資料として添付して差し支えありません。
6. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。





## 指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書

年 月 日

目黒区長 あて

申請者 所在地  
名 称  
代表者 住 所  
氏 名

- 1 当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる障害者総合支援法第51条の20第2項において準用する同法第36条第3項（第4号、第10号及び第13号を除く。）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 2 指定の更新を受けようとする指定特定相談支援事業者に関する以下の項目について、既に届け出た内容は変更がないことを誓約します。
  - (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
  - (2) 事業所の平面図
  - (3) 管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴
  - (4) 運営規程
  - (5) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

### 記

#### 【障害者総合支援法第36条第3項（第4号、第10号及び第13号を除く。）の読替後の規定】

- 1 申請者が法人でないとき。
- 2 当該申請に係る特定相談支援事業所（第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）の従業員の知識及び技能並びに人員が、第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な特定相談支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が、第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定特定相談支援事業者（第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定特定相談支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定特定相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。））、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定特定相談支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定特定相談支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定特定相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 8 申請者が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事又は市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 11 申請者が、指定の申請前五年以内に相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 12 申請者が、法人で、その役員等のうちに第五号、第六号、第八号、第九号又は前号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

# 指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書

年 月 日

目黒区長 あて

申請者 所在地  
名称  
代表者 住所  
氏名

- 1 当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる児童福祉法第24条の28第2項において準用する同法第21条の5の15第2項（第4号、第11号及び第14号を除く。）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 2 指定の更新を受けようとする指定特定相談支援事業者に関する以下の項目について、既に届け出た内容に変更がないことを誓約します。
  - (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
  - (2) 事業所の平面図
  - (3) 管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴
  - (4) 運営規程
  - (5) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

## 記

### 【児童福祉法第21条の5の15第2項（第4号、第11号及び第14号を除く。）の読替後の規定】

- 1 申請者が法人でないとき。
- 2 当該申請に係る障害児相談支援事業所（第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な障害児相談支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 5 申請者又は申請者の役員等が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が、第二十四条の三十六の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児相談支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第二十四条の三十六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児相談支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児相談支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 8 申請者の役員等が、第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該取消しの処分を受けた法人の役員等であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、第二十四条の三十六の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十四条の三十二第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 10 申請者が、第二十四条の三十四第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十四条の三十六の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十四条の三十二第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 12 申請者が、指定の更新の申請前五年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 13 申請者が、法人で、その役員等のうちに第五号、第六号、第九号、第十号又は前号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

## 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

目黒区長 あて

申請者 所在地

名 称

代表者

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定（更新）に関し、目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、下記の暴力団排除条項に抵触する事実がなく、今後も同条項を遵守することを誓約いたします。

### 記

- 1 当法人の役員又は使用人（当法人の代表者及び当法人の役員（役員として登記又は届出等はされていないが実質上経営や運営に関与している者を含む。）又は施設若しくは事業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）ではないこと。また、暴力団員等が、経営や運営に事実上参加していないこと。
- 2 当法人の役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力しないこと。
- 3 当法人の役員又は使用人が、自らの法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しないこと。
- 4 当法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有しないこと。
- 5 当法人の役員又は使用人が、管理の業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合の受託者が前各号のいずれかの規定に抵触するものであると知りながら、当該契約を締結しないこと。